◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第一七五号）（総務省）

1　総務省における内部部局の職について、大臣官房参事官の人数を一一人から一〇人に変更することとした。（第一九条関係）

2　この政令は、平成二一年七月一四日から施行することとした。

◇保険法の施行期日を定める政令（政令第一七六号）（法務省）

保険法（平成二〇年法律第五六号）の施行期日は、平成二二年四月一日とすることとした。

◇特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七七号）（財務省）

1　特別会計に関する法律施行令で定められた「国債」に関する規定の追加

国債整理基金特別会計について定める特別会計に関する法律第三八条第二項において、「この節において「国債」とは、公債、借入金、証券、一時借入金、融通証券その他政令で定めるものをいう。」と規定されている。当該規定の「その他政令で定めるもの」の中に、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二一年法律第六七号）の規定による改正後の株式会社日本政策投資銀行法（平成一九年法律第八五号）附則第二条の三の規定により発行され、日本政策投資銀行に交付される国債を新たに加えるため、特別会計に関する法律施行令第四〇条を改正することとした。

2　この政令は、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二一年法律第六七号）の施行の日から施行することとした。

◇銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一七八号）（金融庁）

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律（平成二一年法律第六八号）の施行期日は、平成二一年七月六日とすることとした。

◇銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七九号）（金融庁）

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成一三年政令第四二六号）第五条中「第三八条第三項」を「第三八条第三項第一号」に、「第三八条の二第三項」を「第三八条の二第三項第一号」に改めることとした。（第五条関係）

法　律

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年七月三日

内閣総理大臣　麻生　太郎

法律第六十七号

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「次条」を「附則第三条」に、「前条第三号に定める日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（政府の出資）

第二条の二　政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

（国債の交付）

第二条の三　政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務（以下「危機対応業務」という。）を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。

2　政府は、前項の規定により、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。

3　第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4　第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の償還等）

第二条の四　会社は、その行う危機対応業務（平成二十四年三月三十一日までに行うものに限る。）に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

2　政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき会社から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3　前項の規定による償還があった場合には、会社の資本金の額は、当該償還の直前の資本金の額と当該償還の額の合計額とする。

4　前項の規定の適用がある場合における会社法第四百四十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合及び株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の四第三項の規定の適用がある場合」とする。

5　前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の返還等）

第二条の五　会社は、平成二十四年七月一日において、附則第二条の三第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2　政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、附則第二条の三第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（登録免許税の課税の特例）

第二条の六　附則第二条の二の規定による出資があった場合又は附則第二条の四第二項の規定による償還があった場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。